

厚岸町規則第18号

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成13年厚岸町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第19条の表中

16 子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間	1日、1時間又は15分
-----------	--	--	-------------

を

16 子の看護等 休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間	1日、1時間又は15分
----------------	--	--	-------------

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。